**令和3年度　常葉大学（草薙・瀬名キャンパス）　クラブ・同好会　活動指針**

**提出年月日（令和3年1月部長会）**

【１】活動方針

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **団体名** |  | **顧問** | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| **部長（代表者）****学籍番号・氏名** |  | **部長****（代表者）****連絡先携帯電話番号・メールアドレス** |  |
| **結成目的** |  |
| **活動目的** |  |
| **活動目標** |  |
| **入部基準** |  |
| **部員の育成方針** |  |

【２】運営細則

|  |  |
| --- | --- |
| **クラブ運営組織** |  |
| **クラブ運営会議** |  |
| **活動日・活動場所** |  |
| **部費** |  |
| **処分方針** | 【全クラブ・同好会共通方針】常葉大学のクラブ・同好会運営に係る規程に則り、違反した部員を以下のとおりに処分をします。①【注意勧告】クラブ・同好会幹部（部長・副部長）が協議し、当該部員に対し違反事項についての注意を行うとともに退部勧告について通達する。②【退部勧告】注意にも関わらず、素行が改善されない場合、クラブ・同好会幹部（部長・副部長）と顧問・副学生部長が退部勧告を行う。③【退部通知】クラブ・同好会部長は、退部処分について、学友会執行部（会長・部活担当者）・学生課へ報告。当該部員に退部通知を行う。【〇〇部の付則的方針】①② |

附　則

１　この活動指針は、以下の日程に実施した 本クラブ・同好会の運営会議（ミーティング）で決定し、顧問から承認を得ています。

２　この活動指針は、学友会執行部及び学友会顧問の承認後、以下の日程で実施したクラブ部長会で承認を得ています。

３　法令に反する行為、常葉大学運動部管理規程・文化部運用規定第1条・第2条・第3条に違反する行為、常葉大学静岡草薙・瀬名キャンパス

クラブ・同好会管理要綱第8条2項に該当する行為、各クラブ活動方針に反する行動が認められる場合、その他本学学生としてふさわしくない

行為を行ったと認められる場合は、当該クラブは処分方針に則り、部員に対して退部処分を行うことができます。

４　この活動指針提出をもって、各クラブ・同好会所属部員は活動指針に同意したと見なします。提出前に部員同士で充分に話合うようにしてください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 学友会 | 部長 |  | 副学長 | 副学生部長 | 学生課長 | 係 |
| 学友会会長 | 部活担当 | ミーティング実施日令和　　　年月　　　　日㊞ |  |  |  |  |  |
| ㊞ | クラブ部長会実施日令和3年月　　　　日㊞ |  |

**令和3年度　常葉大学（草薙・瀬名キャンパス）　クラブ・同好会　活動指針（案）【記入の一例】**

**提出年月日（令和3年1月部長会）**

【１】活動方針

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **団体名** | 外国語弁論部 | **顧問** | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| **部長（代表者）****学籍番号・氏名** |  | **部長****（代表者）****連絡先携帯電話番号・メールアドレス** |  |
| **結成目的** | 国際感覚を培うとともに世界の諸問題についての理解を深め、卒業後も続くネットワークを作り、社会に貢献する。 |
| **活動目的** | ①語学の技術習得②語学を学ぶことを通して、国際感覚を養う。③世界の諸問題について学び、他人事ではなく、自分事として考える。④活動を通して、責任感・協調性・調整能力等を培う。⑤法令を遵守し、健全で、部員全員が成長できる活動を行う。⑥部員全員が楽しく活動する。 |
| **活動目標** | ・短期（当該年度の目標）　弁論会出場・中期（2年後の目標）　　　弁論大会入賞・長期（4年後の目標）　　　弁論大会・国際会議　企画・主催 |
| **入部基準** | ※どんな学生の入部してほしいか①語学を学びたい方②国際問題に関心のある方③部の活動に積極的に参加できる方④活動方針を尊重し、遵守できる方（←④は、必須にしてください。） |
| **部員の育成方針** | 【技術】上級者が、外国語による弁論についての技術指導をおこないます。【カリキュラム】　顧問と相談して年間スケジュール・招聘講師を計画します。【説明会】年度当初に部員に対しカリキュラムの説明を行います。【その他】部員が相互に学びあえる環境を整えます。 |

【２】運営細則

|  |  |
| --- | --- |
| **クラブ運営組織** | 部長・副部長・会計 学籍番号・氏名　　（スケジュール担当者などその部独自の役職者を作ることも可） |
| **クラブ運営会議** | （定例ミーティング）毎月〇回　第〇・〇曜日（←クラブ部長会の内容等も部員と共有しましょう。） |
| **活動日** | ・毎週水曜日　16：30～・夏季合宿・春季研修旅行等の予定（○月頃○日間）・外部での主な活動予定（大会、発表会、イベント参加など）（○月頃） |
| **部費** | 【金額】月額○○円　【使途】教材費・講師報酬等※別途に徴収する可能性のある部費　交通費・宿泊費など |
| **処分方針** | 【全クラブ・同好会共通方針】（←各クラブ共通です。）常葉大学のクラブ・同好会運営に係る規程に則り、違反した部員を以下のとおりに処分をします。①【注意勧告】クラブ・同好会幹部（部長・副部長）が協議し、当該部員に対し違反事項についての注意を行うとともに退部勧告について通達する。②【退部勧告】注意にも関わらず、素行が改善されない場合、クラブ・同好会幹部（部長・副部長）と顧問・副学生部長が退部勧告を行う。③【退部通知】クラブ・同好会部長は、退部処分について、学友会執行部（会長・部活担当者）・学生課へ報告。当該部員に退部通知を行う。【外国語弁論部の付則的方針】（←各クラブの方針です。）①部の活動に無断で半年以上欠席した場合は、部員の活動を継続する意志がないものと見なし、上記②の手続きを行う。②部費を半年以上滞納した場合は、部員の活動を継続する意志がないものと見なし、上記②の手続きを行う。 |

附　則

１　この活動指針は、以下の日程に実施した 本クラブ・同好会の運営会議（ミーティング）で決定し、顧問から承認を得ています。

２　この活動指針は、学友会執行部及び学友会顧問の承認後、以下の日程で実施したクラブ部長会で承認を得ています。

３　法令に反する行為、常葉大学運動部管理規程・文化部運用規定第1条・第2条・第3条に違反する行為、常葉大学静岡草薙・瀬名キャンパス

クラブ・同好会管理要綱第8条2項に該当する行為、各クラブ活動方針に反する行動が認められる場合、その他本学学生としてふさわしくない

行為を行ったと認められる場合は、当該クラブは処分方針に則り、部員に対して退部処分を行うことができます。

４　この活動指針提出をもって、各クラブ・同好会所属部員は活動指針に同意したと見なします。提出前に部員同士で充分に話合うようにしてください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 学友会 | 部長 |  | 副学長 | 副学生部長 | 学生課長 | 係 |
| 学友会会長 | 部活担当 | ミーティング実施日令和　　年月　　　　日㊞ |  |  |  |  |  |
| ㊞ | クラブ部長会実施日令和3年月　　　　日㊞ |  |